

質問 1

業務仕様書の「4. 委託業務の内容」の④成果報告会の（ア）に関して

- ①コメンテーターとメンターは別の人である必要がありますでしょうか。
- ②観衆として支援者等を 10 者以上集客する。とありますがこちらは県内の関係者に限定されますでしょうか。

回答 1

- ①審査の公平性を鑑み、別の方である必要があります。
- ②限定しておりませんが、登壇者の資金調達や今後の事業展開につながる方を集客していただく必要があります。

質問 2

①メンタリングと伴走支援の区分について

アクセラレーションプログラムのメンタリングと伴走支援について、区分されていますが、こちらは支援内容や回数について、統一して考えても問題ないでしょうか。

②ピッチ登壇者について

プログラム受講者には必ず登壇いただく前提で、参加募集をすることは可能でしょうか。また登壇者の選定とは、成果を出すことができなかった、またはプレゼンスキルが低いということを選定の基準にしているのでしょうか。

回答 2

- ①プログラムの遂行に支障を及ぼさなければ、問題ございません。
- ②可能です。また基準は設けておらず、県と受託者、メンタリングで指導したメンター等で協議のうえ選定いたします。